

職員の募集（公認会計士）

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づく任期付職員の募集

会計検査院では、会計検査業務に従事する任期付職員（公認会計士）を下記のとおり募集しています。募集要領は以下のとおりです。

1. 業務内容

検査対象機関の運営状況等の検査、財務書類等の検査等

2. 募集人員

1名

3. 応募資格

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定により公認会計士又は監査法人の監査証明を受けた財務計算に関する書類を提出しなければならない会社の監査に公認会計士として従事した経験が5年以上又はこれに相当する会社の財務の調査に公認会計士として従事した経験が5年以上あり、かつ、府省や独立行政法人等の本部、支部等の実際に事業が行われている場所に出張し実地を行う会計検査に従事できること

※以下に該当する方は応募できませんので、ご了承ください。

1. 日本国籍を有しない者
2. 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用

※ 会計検査院に在職中及び離職後2年間は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条第3項の制限が適用されます。

5. 任用期間

平成31年4月1日から34年3月31日まで（予定）

6. 勤務条件等

- (1) 勤務地：会計検査院（東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎第7号館）
- (2) 給与：任期付職員法等に基づき支給
- (3) 諸手当：通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等（法令等に基づき支給。）
- (4) 勤務日：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）
- (5) 勤務時間：次のAからEのいずれか
 - A：8時30分から17時15分
 - B：8時45分から17時30分
 - C：9時00分から17時45分
 - D：9時15分から18時00分
 - E：9時30分から18時15分※(A、B、C、D、Eともに休憩時間12時～13時)
- (6) 休暇：年次休暇、特別休暇等あり
- (7) 服務：国家公務員法に定める服務規律や国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）の規定が適用されます。
- (8) 社会保険：国家公務員共済組合

7. 応募要領

- (1) 応募方法：履歴書（写真貼付、電話番号及びメールアドレスを記載してください。）、職務経歴書及び公認会計士の資格を証明する書類を揃え、下記宛先まで送付してください。
- (2) 募集期間：平成31年1月25日（金）までに必着（応募の状況により延長あり）
- (3) 選考方法：一次選考（書類審査）、二次選考（面接審査・小論文）
書類審査の結果、二次選考（面接審査・小論文）を行うこととなった方のみ、
面接試験の日時・場所等をご連絡いたします。
- (4) その他：応募書類についての秘密は厳守します。
応募書類の返却はいたしませんので、予めご了承ください。

また、採用される方には、原則として各自で健康診断を受診し、その結果を提出していただきます。

＝応募書類送付先＝

〒100-8941
東京都千代田区霞が関3-2-2
会計検査院事務総長官房
人事課人事係 あて

＝問い合わせ先＝

会計検査院 いけなが えいふく
事務総長官房人事課 池永、永福
電話 03-3581-8122 (直)
E-Mail recruit@jbaudit.go.jp